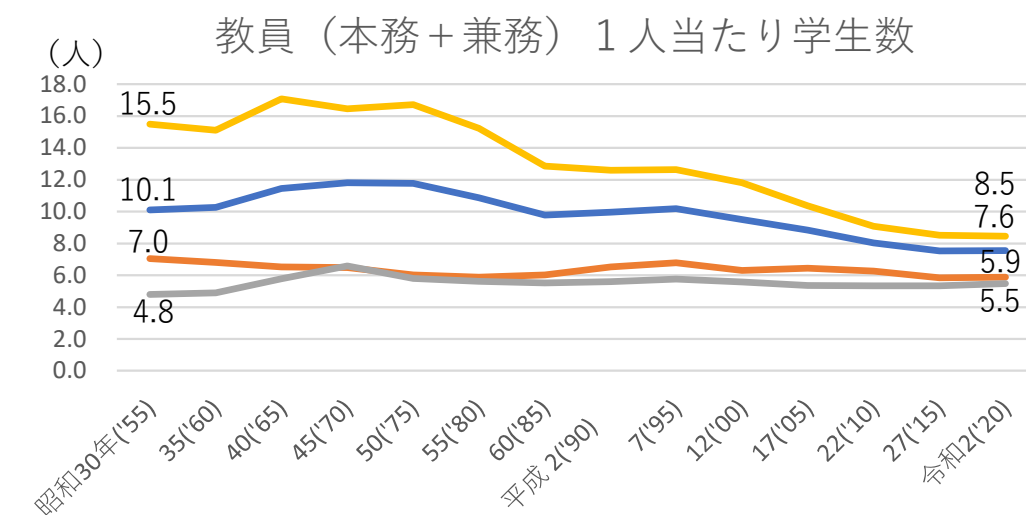
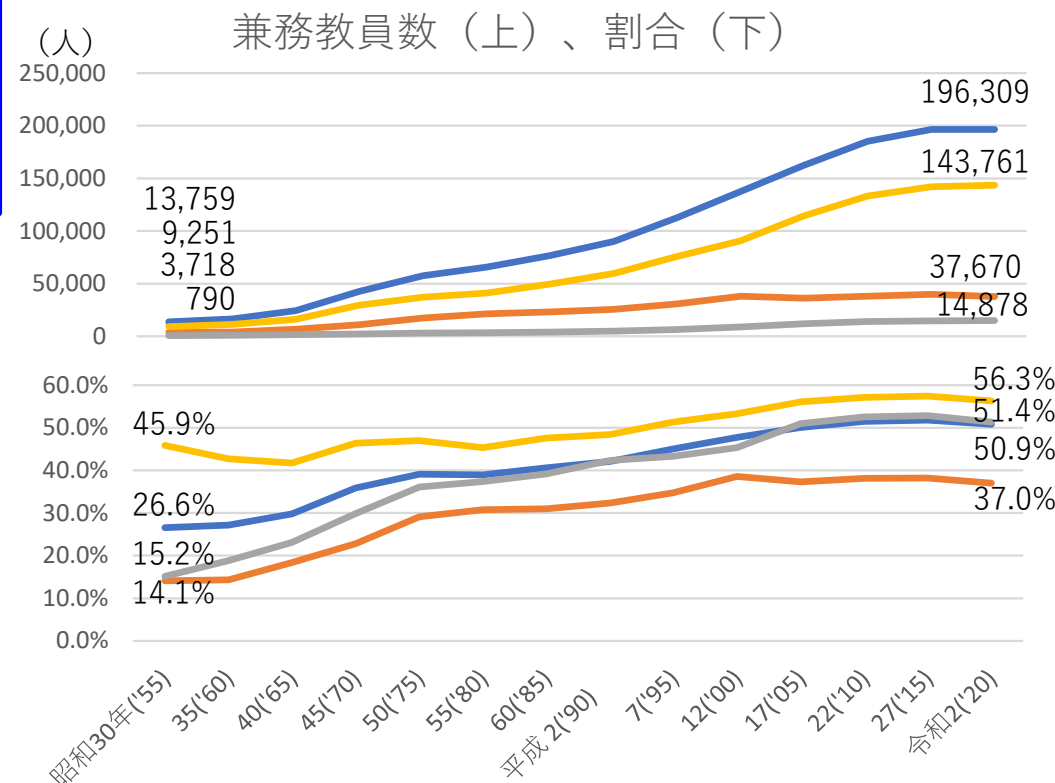
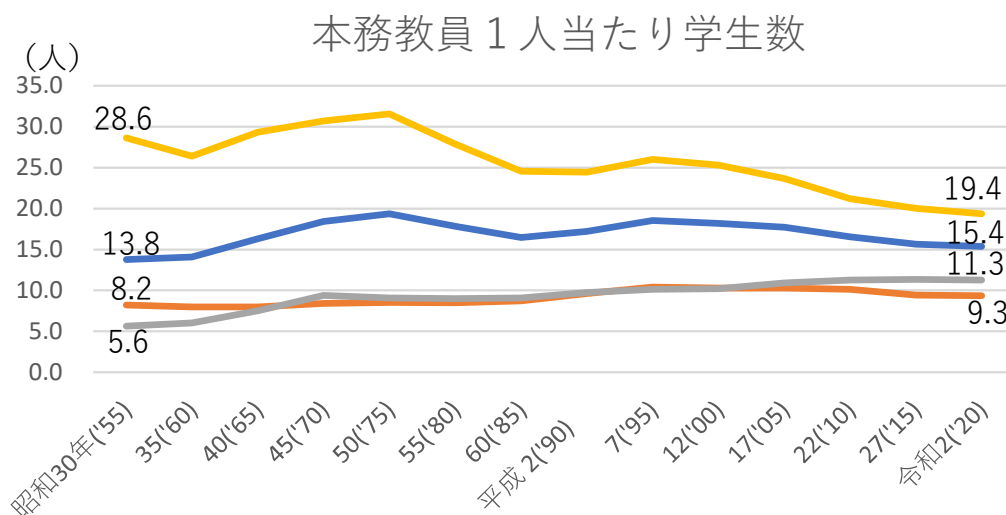
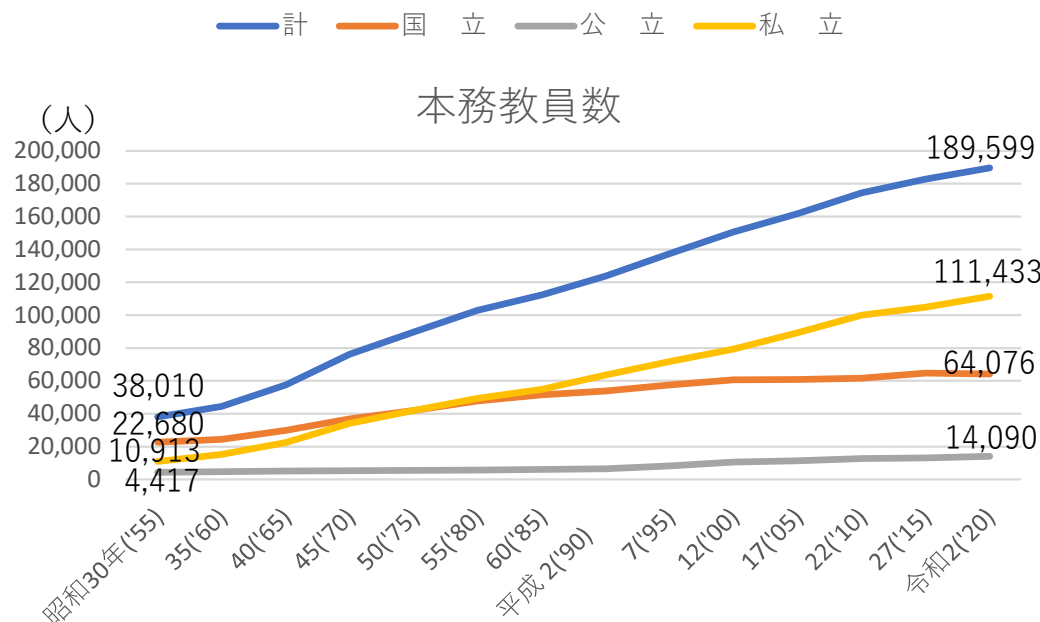


教員に関するデータ①

大学教員の数について、総数は本務教員、兼務教員共に増加してきている。教員1人当たりの学生数は、私立では減少してきているが、公立では増加しており、国立でも本務教員に限ると増加している。



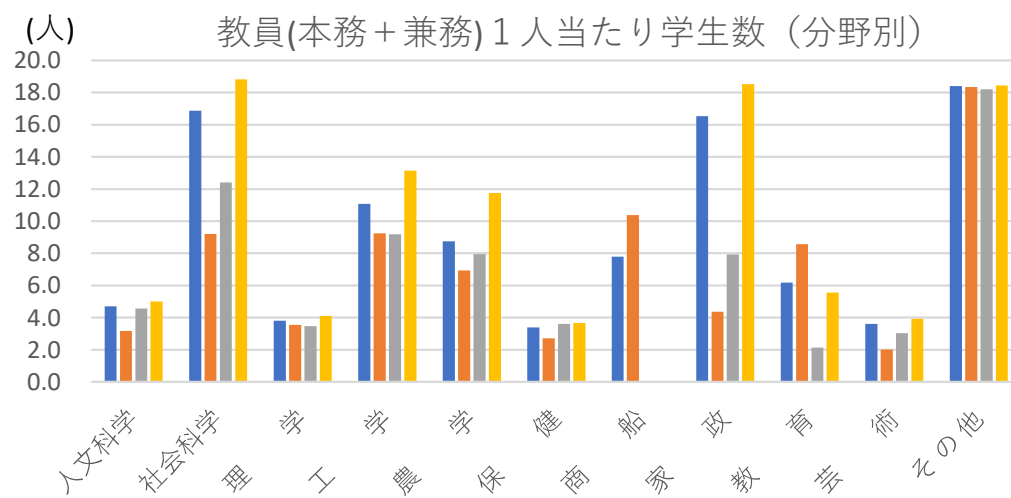
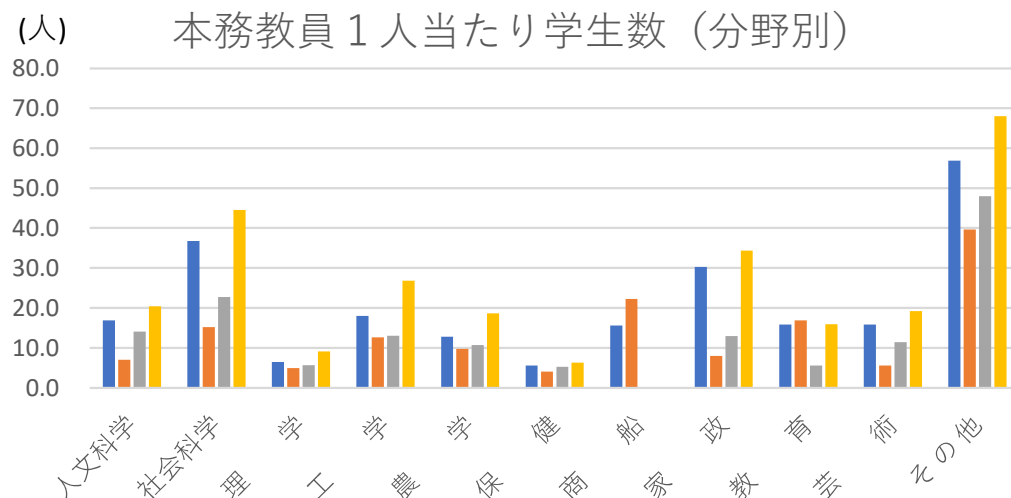
出典：学校基本調査（5月1日時点）

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

兼務教員：「本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。」

教員に関するデータ②

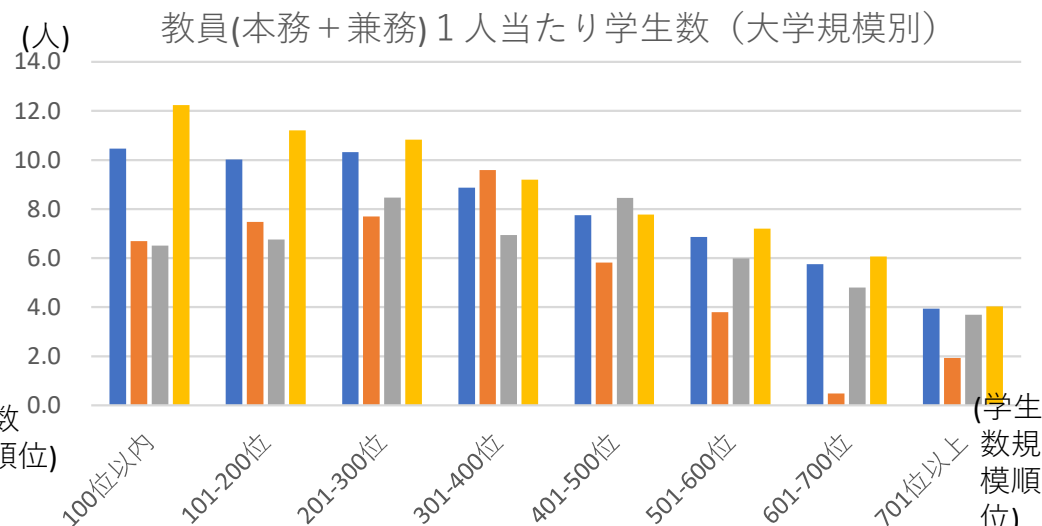
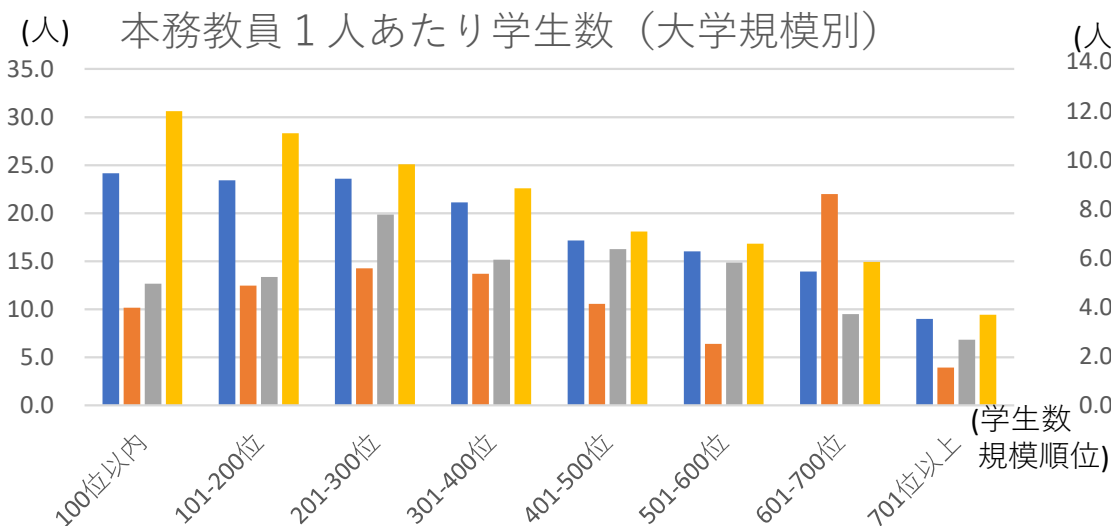
- 分野別に本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、社会科学分野で 1 人当たり学生数が多い傾向にあるなど、分野によりばらつきが見られる。
- 大学規模別に本務教員 1 人当たりの学生数の分布をみると、特に私立において、規模の大きい大学ほど 1 人当たり学生数が多い傾向が見られる。



出典：学生数は学校基本調査（令和元年5月1日時点）の学部学生数と大学院生数を、教員数は学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）を使用して作成

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

兼務教員：「当該学校以外に本務のある者又は本務を持たない者で当該学校から当該学校の本務以外の教員として発令のある者。」



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

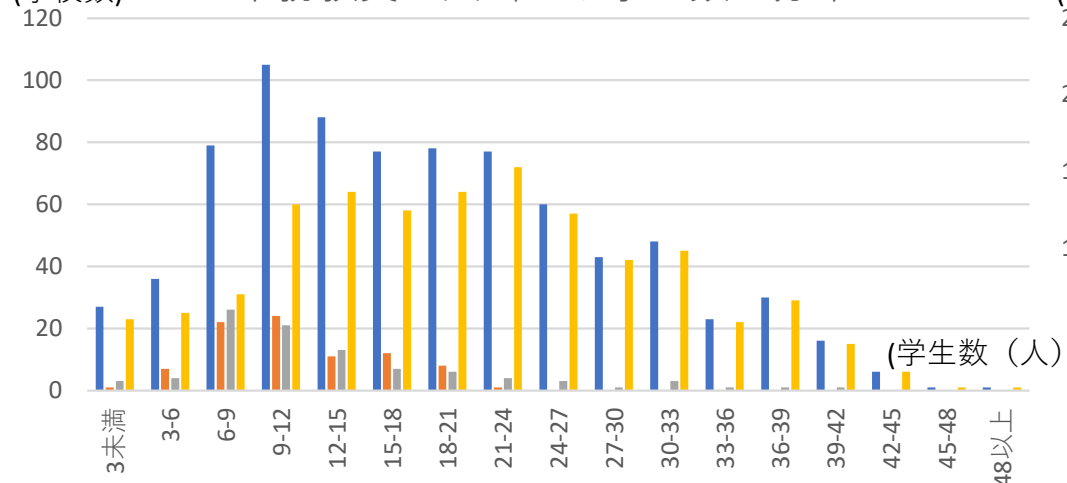
注）100位(7,567人) 200位(4,388人) 300位(2,523人) 400位(1,659人) 500位(1,189人) 600位(792人) 700位(436人)

教員に関するデータ②

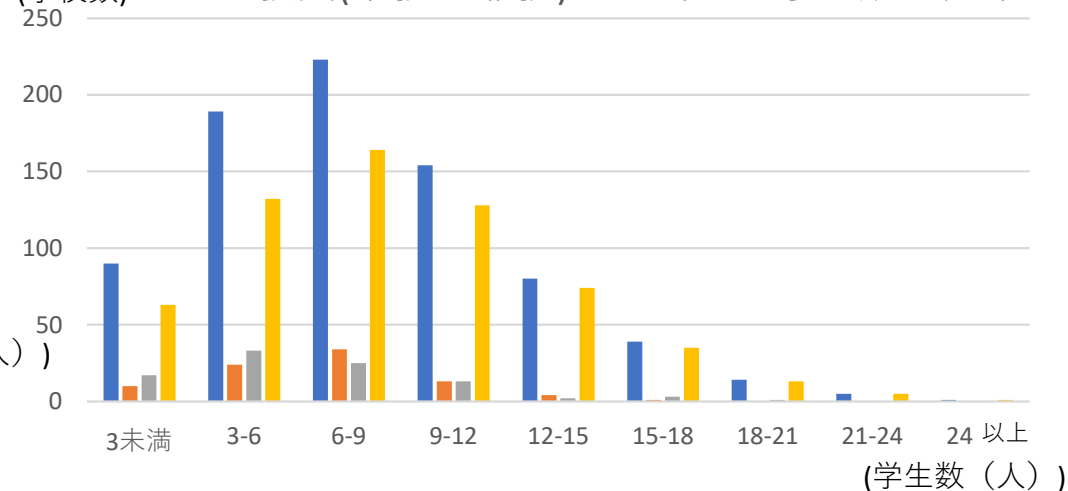
- 本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、国立は9人以上12人未満、公立は6人以上9人未満、私立は21人以上24人未満にピークがある。
- 給与別の教員数の分布については、私立でばらつきが大きい。また、授業担当時間数について、私立で国立と比して多くの授業時間を担当している教員の割合が多い。

計 国 立 公 立 私 立

(学校数) 本務教員 1 人当たり学生数の分布



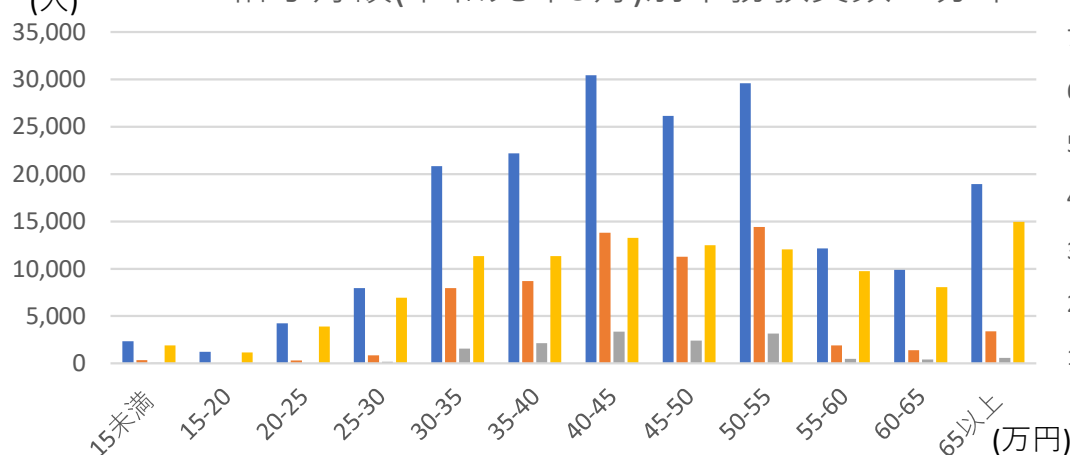
(学校数) 教員(本務+兼務) 1 人当たり学生数の分布



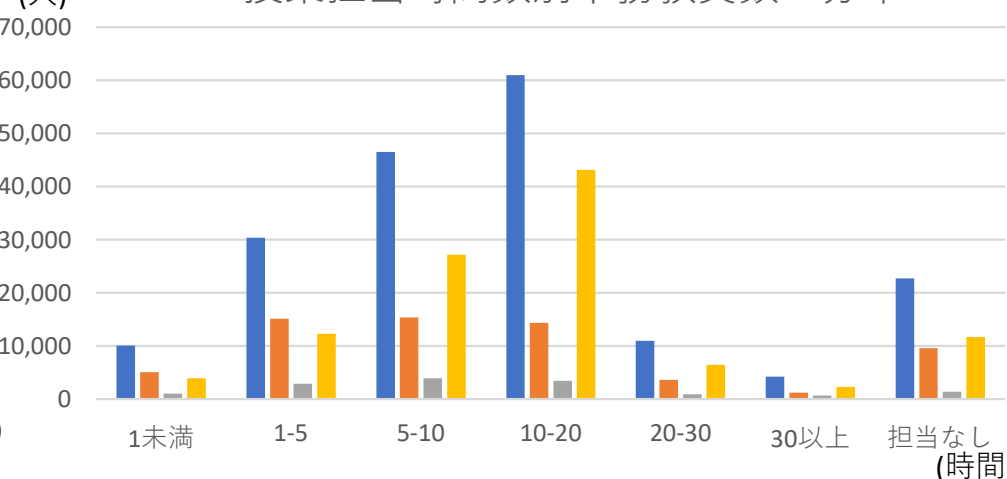
出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

(人) 給与月額(令和元年9月)別本務教員数の分布



(人) 授業担当時間数別本務教員数の分布



出典：学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

■専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）①

「(イ) かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるいは、学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である、などの課題が指摘されてきた。個々の科目についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。多様な科目から場当たりの選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であるならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定していたものは達成されない。」

「【大学に期待される取組】

◆ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成する（教育課程の体系化・構造化）。

教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのではなく、一貫した学士課程教育として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード（履修年次等に応じて付記）による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。」

（「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年中央教育審議会答申））

「以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。」

「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。」

（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年中央教育審議会答申）） 165

専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）②

「大学において育成すべき力を学生が確実に身に付けるためには、大学教育において「教員が何を教えるか」よりも「学生が何を身に付けたか」を重視し、学生の学修成果の把握・評価を推進することが必要である。

このため、各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、下記3. ①に示すとおり、アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。」

（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」
（平成26年中央教育審議会答申））

「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。

- ・「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。
- ・「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。」

（「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年中央教育審議会答申））

「○同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするとともに、その学びを狭く偏らせたり、逆に散漫なものとしたりしないためには、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。」

専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）③

- 「○ 学長や学部長の認識としては、学士課程教育において、「授業科目の内容が各教員の裁量に依存し、教員間の連携が十分でない」ことや、「授業科目が細分化され、開設科目数が多い」ことが課題と捉えられている。教員の認識としては、「学生のレベルにバラつきがあり授業を行いにくい」ことや、「多忙で授業の準備等に十分な時間を確保できない」ことが課題であると考えられている。
- こうした課題を解決するためには、授業科目の分類やレベルをカリキュラムツリーなども用いて体系的に示し、科目の関係性を明示することで、学生が適切な授業科目を選択するとともに、科目同士の整理・統合と連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるという、ナンバリングの活用を図ることが有効である。しかしながら、学部段階において、カリキュラム編成上の取組としてナンバリングを実施する大学は増加しているものの、平成30年度時点では約半数にすぎない。
- 多くの学生が、授業時間以外の予習・復習・課題など授業に関する学習時間が短く、各学期中に密度の濃い十分な学習時間を確保できていない状況になっている。これは、教員一人一人の研究主題を教授することを重視しすぎる余り、授業科目の数が過剰になったり、学問分野内での過度の細分化が生じたりすることで、授業科目の中で取り扱う内容が細切れで、学生の履修科目数が増加してしまうことも要因の一つであると考えられる。」
- 「○ コロナ禍の経験や手法を糧にして、今こそ、学修者本位の教育を実現すべく、各大学において、授業科目の精選・統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込みを進め、一つ一つの科目に学生も教員も共に注力することを求めたい。その結果として、学生の学習時間が国際的にも遜色ない状況に変わっていくことが望まれる。」
- 「○ 学士課程においては、教員自身の狭い専門分野でしか通用しない話題を中心に講義するのではなく、専門分野における研究活動の社会的・学問的意義を十分に理解した上で、その専門の関連領域を広く俯瞰し、自らの研究が学生の教育にどのように反映されているのか、組織的かつ体系的な教育課程の中で学生の学びと成長につながっているのかを確認することが重要である
- そのためには、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程の不断の点検とともに、大学全体あるいは学部・研究科等におけるFD活動等の中で組織的な検証、すなわち「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）の実質化が必要である。また、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）についても、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度を示すという意味で、他の二つの方針と一貫性が求められる。」

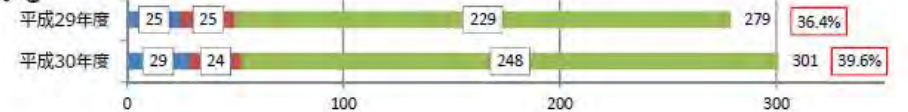
組織的・体系的な教育改善に関するデータ



○確認・点検の主体



○点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている

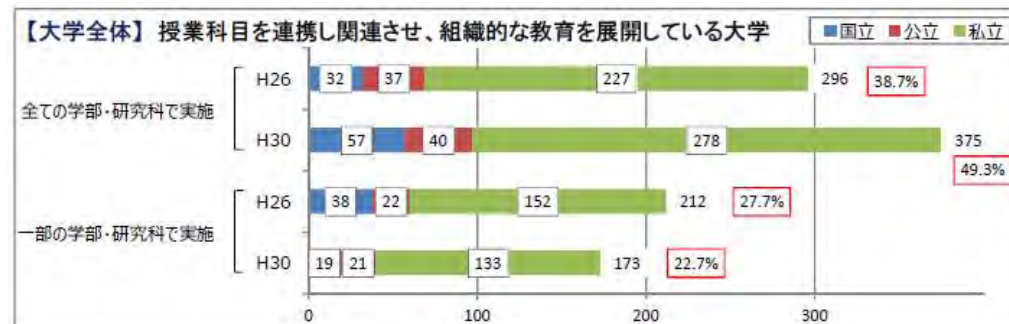


【学部段階】 カリキュラム編成上の具体的な取組

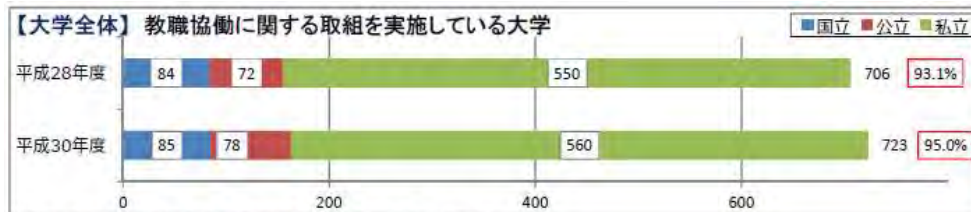


（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

組織的・体系的な教育課程の編成等を行う体制に係るデータ



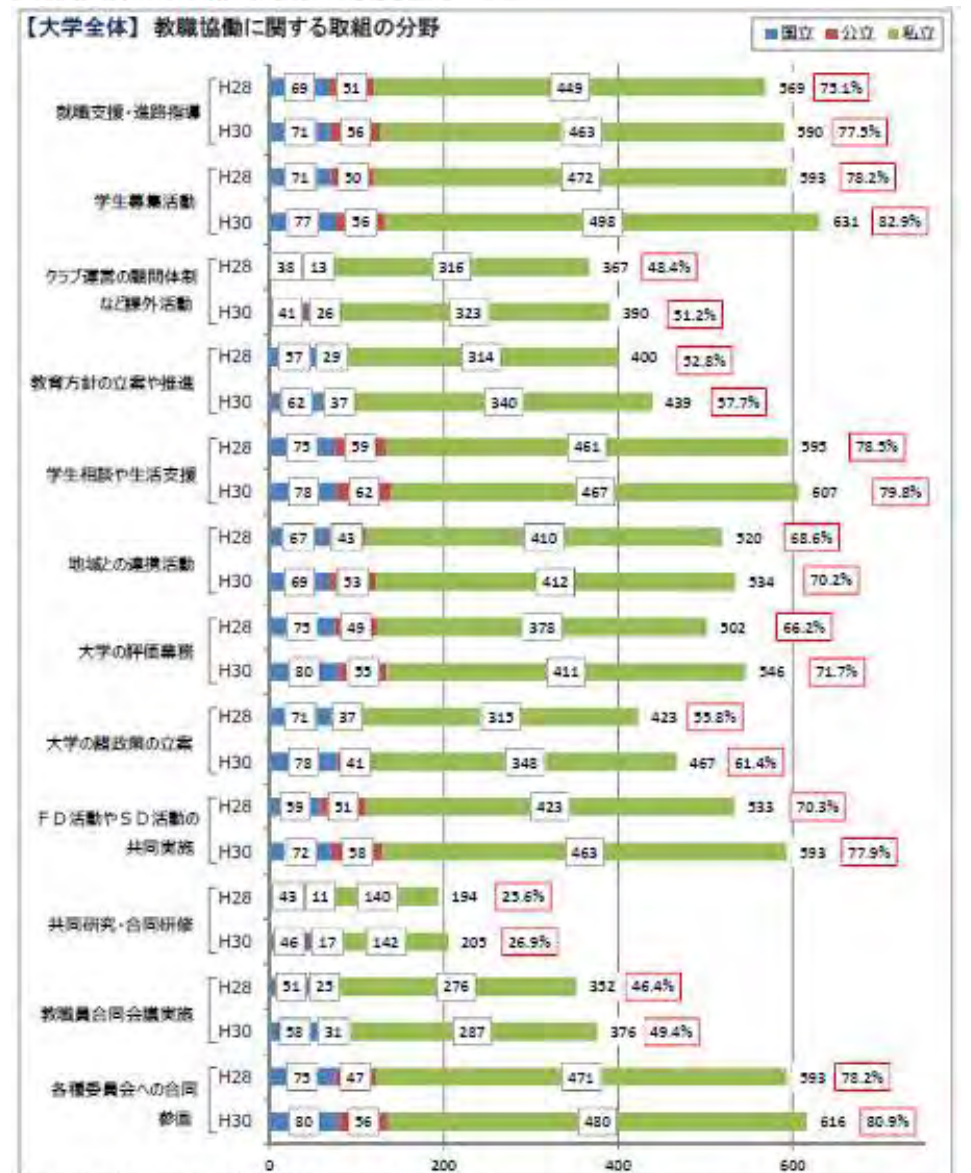
教職協働の取組状況に関するデータ



(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

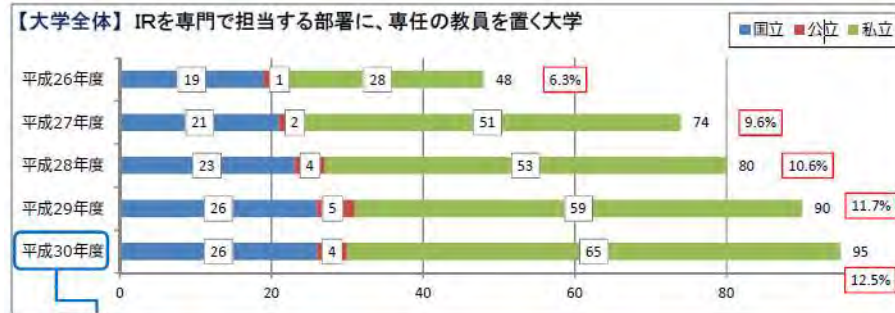


(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

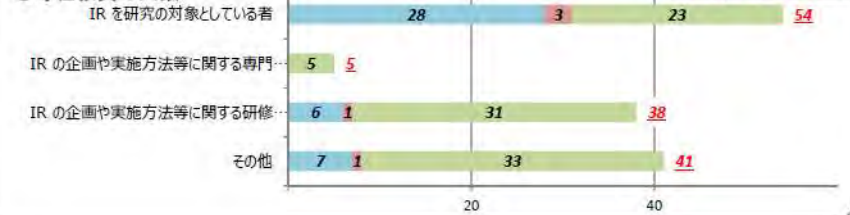


(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

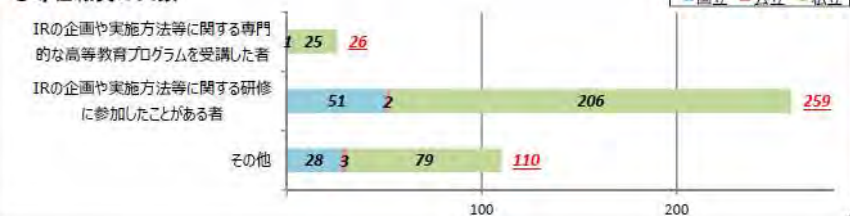
IRの取組状況に関するデータ



○専任教員の人数



○専任職員の人数



SD・FDの取組状況に関するデータ①

【大学全体】スタッフ・ディベロップメントの実施状況



(※)複数回答可。

【大学全体】平成30年度における、スタッフ・ディベロップメントの対象者



【大学全体】平成30年度における、スタッフ・ディベロップメントの内容



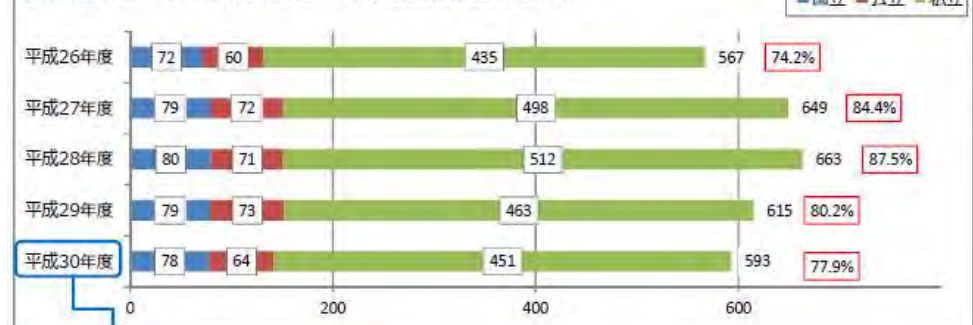
【大学全体】平成30年度における、スタッフ・ディベロップメントの参加状況



(※)ここでは、事務職員、技術職員、教員、部局長、執行部等、全ての所属職員を母数としている。

出典:「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)

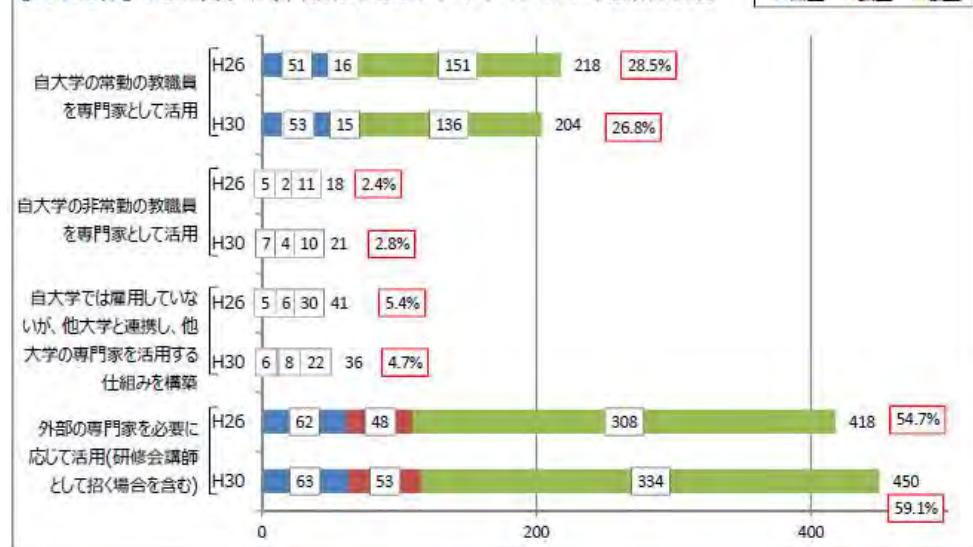
【大学全体】FDに関するセンター等の組織を設置する大学



○当該組織に求められる役割・機能



【大学全体】FDに関する専門家(ファカルティ・ディベロッパー)の活用状況



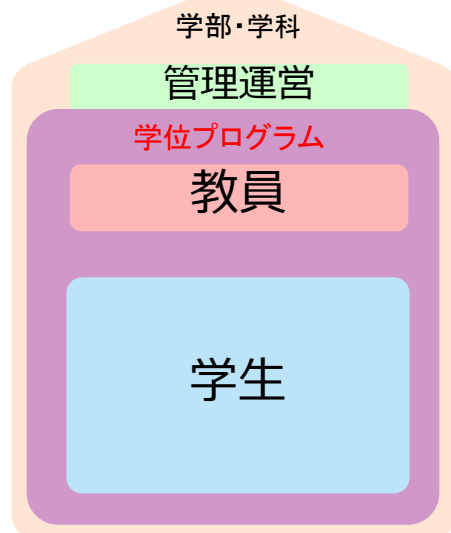
SD・FDの取組状況に関するデータ②



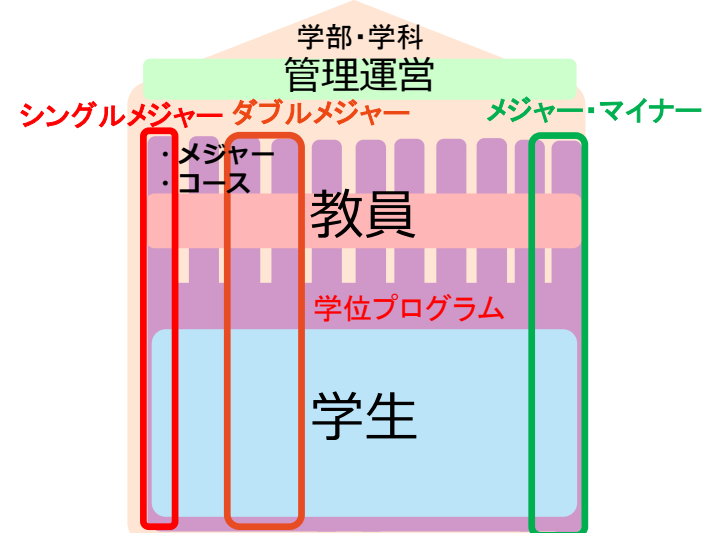
出典:「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)

学位プログラムの類型例について

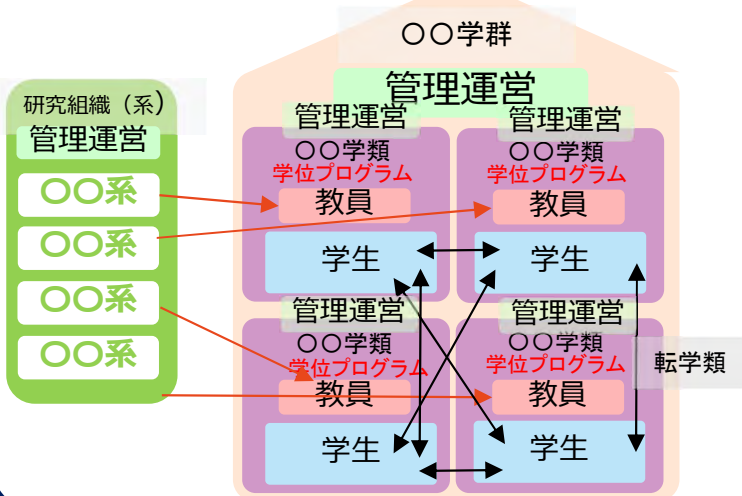
① 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 学位プログラムの一対一の関係の例



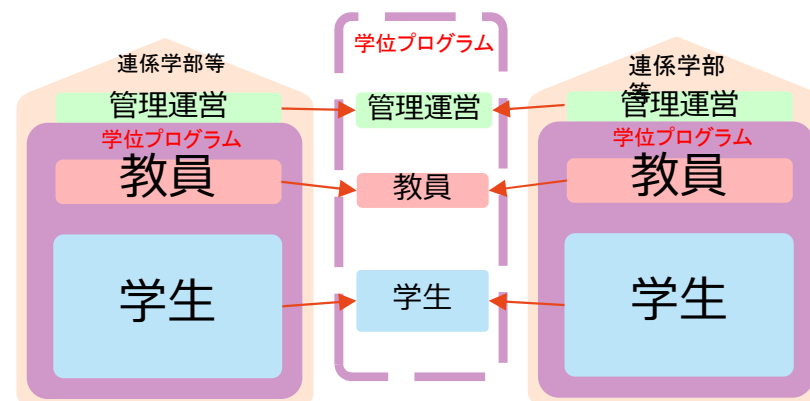
①' 1 学位プログラム内に複数専攻・コースが走っている例



② 教員の所属組織と学生の所属組織を分離することで、学問領域の縦割りを超えた学位プログラムを構築している例
※学生は学類に所属し、学群内等への転学類も可能となっている。



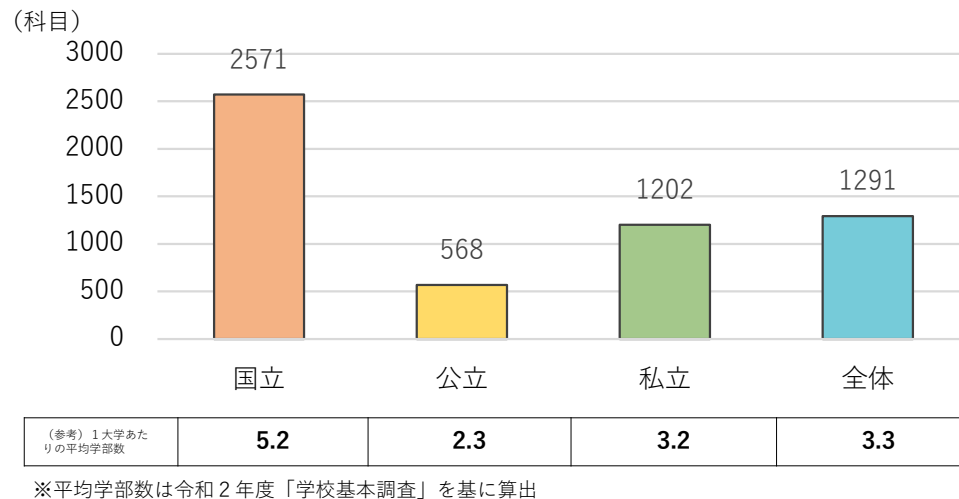
③ 学部等連係課程制度を活用し、学内資源を活用して学部横断的な教育を実現した学位プログラムの例
※専任教員は兼任を可とし、学生定員は連係学部範囲内



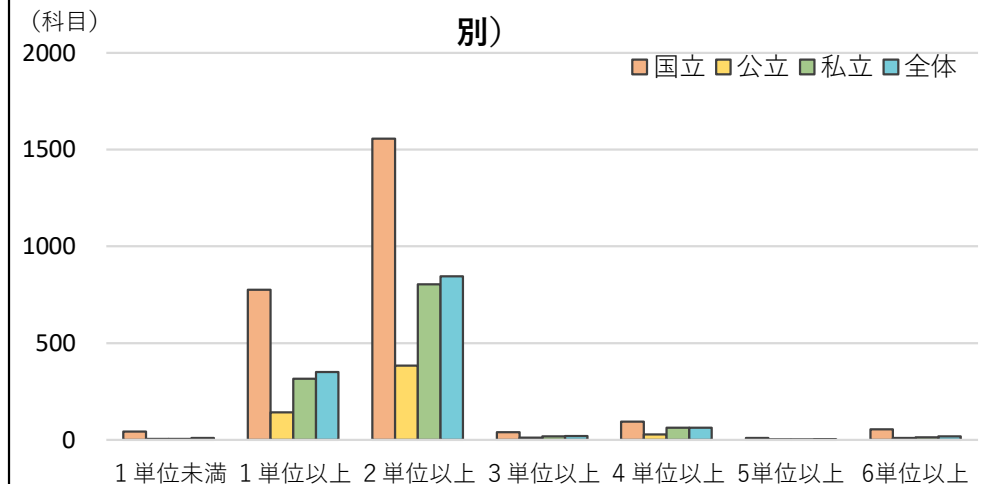
大学における授業科目開設状況調査①

回答対象：全国公私立大学（859大学） 調査期間：令和3年10月12日（火）～10月25日（月）
 回答数：684大学（国立79大学、公立75大学、私立530大学） 回答率：79.6%
 （うち①～④に対する有効回答数 680大学（国立79大学、公立75大学、私立526大学）、回答率 79.1%
 ⑤～⑫に対する有効回答数 581大学（国立59大学、公立63大学、私立459大学）、回答率 67.6%）

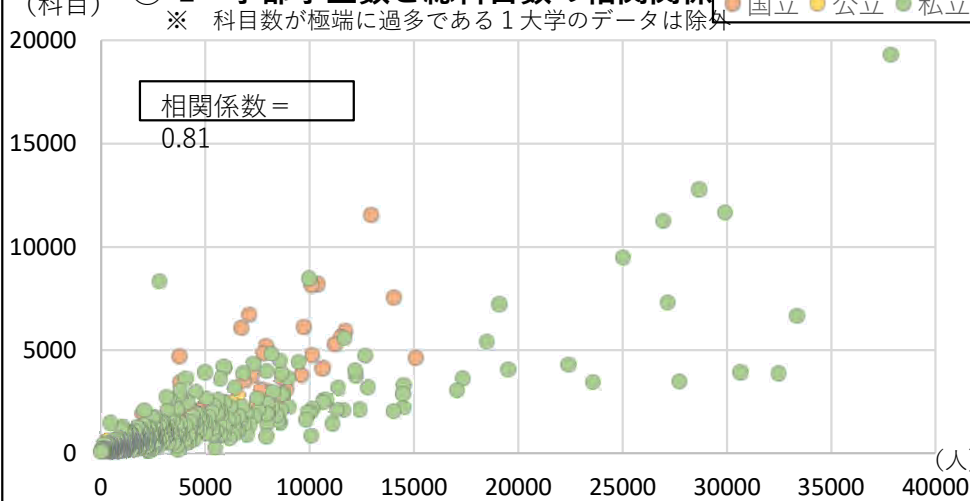
① 1大学あたりの平均総科目数（設置者別）



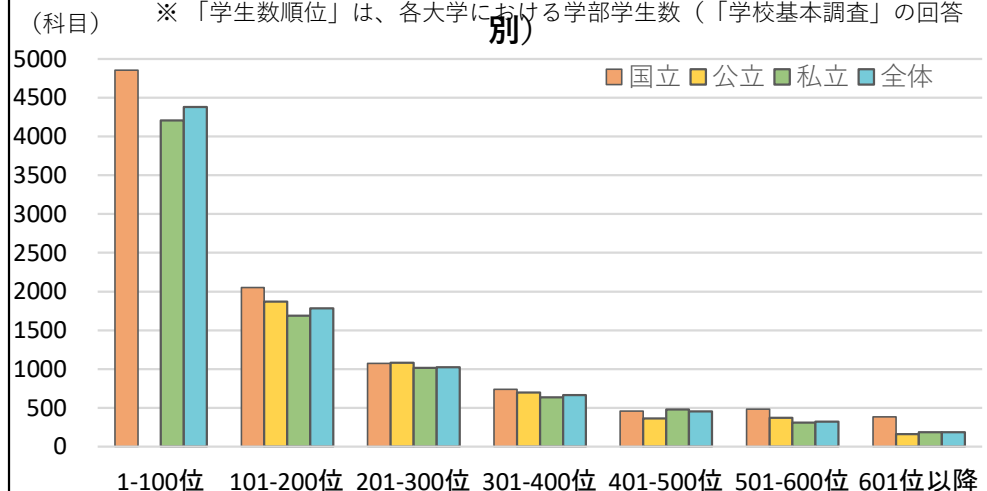
② 1大学あたりの平均総科目数（単位数別・設置者別）



③-1 学部学生数と総科目数の相関関係



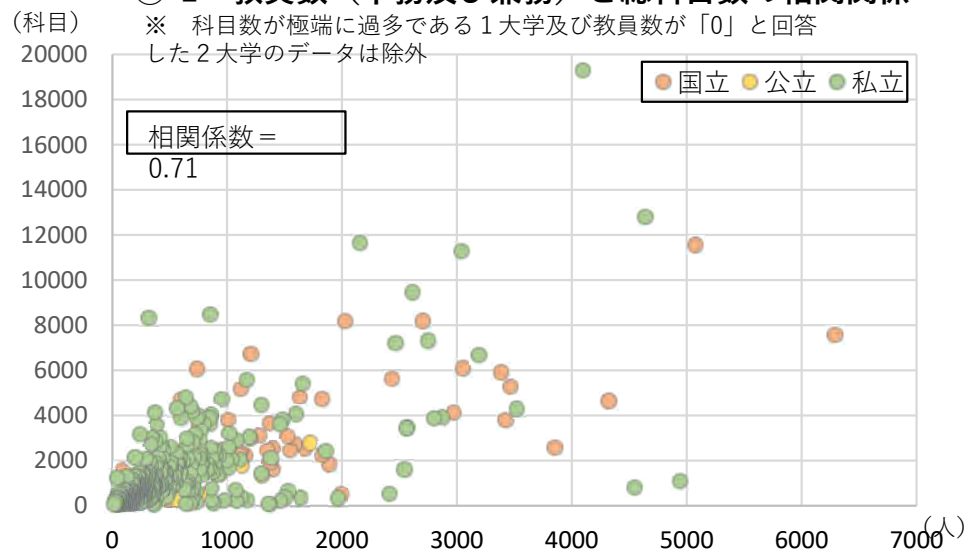
③-2 1大学あたりの平均総科目数（学部学生数順位別）



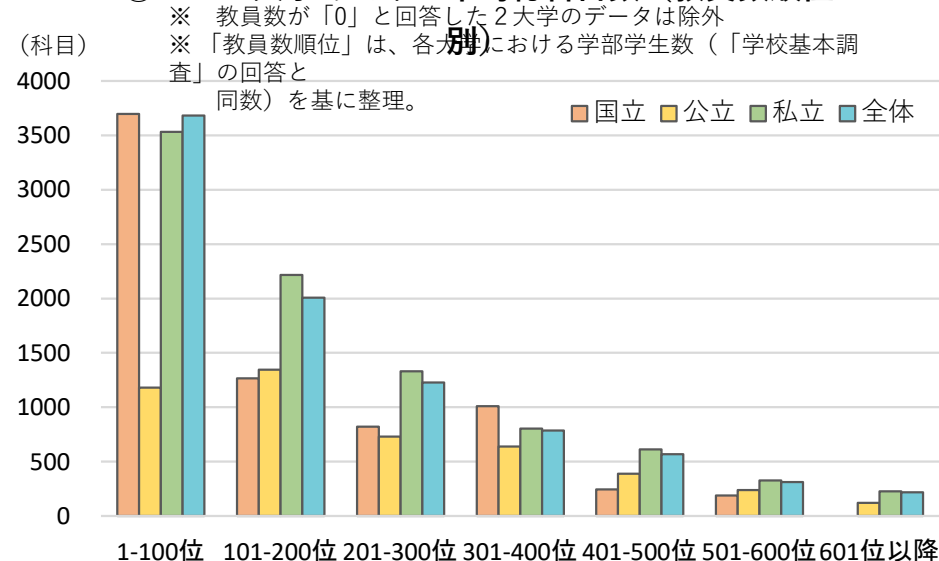
※「卒業要件」とは、各学科等において定める、最低必要単位数や履修すべき科目等の卒業のために学生に求める要件を指す。

大学における授業科目開設状況調査②

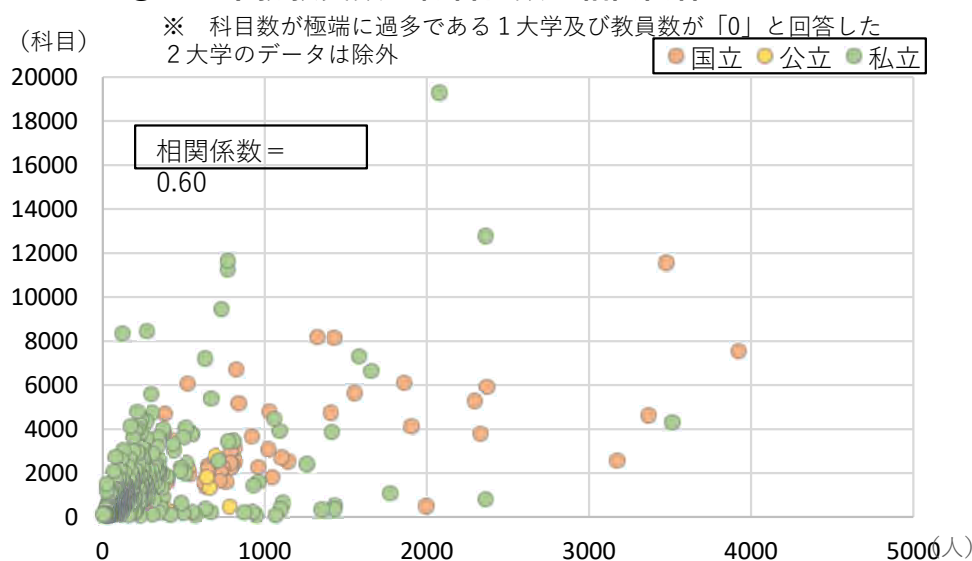
④-1 教員数（本務及び兼務）と総科目数の相関関係



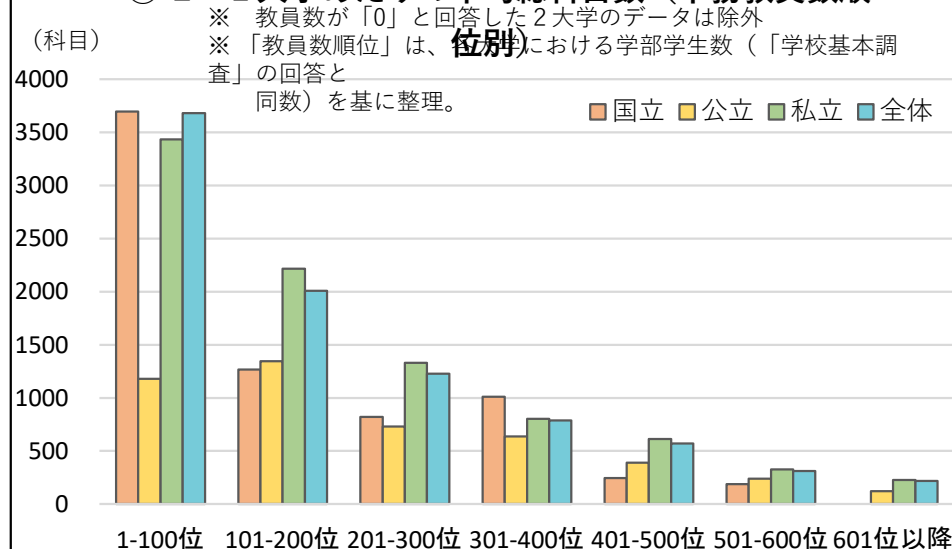
④-2 1大学あたりの平均総科目数（教員数順位別）



⑤-1 本務教員数と総科目数の相関関係



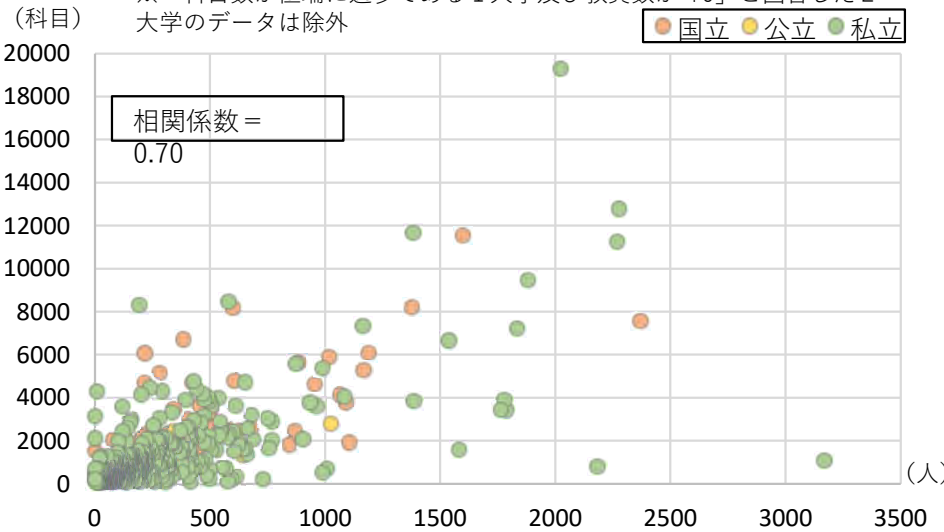
⑤-2 1大学あたりの平均総科目数（本務教員数順位別）



大学における授業科目開設状況調査③

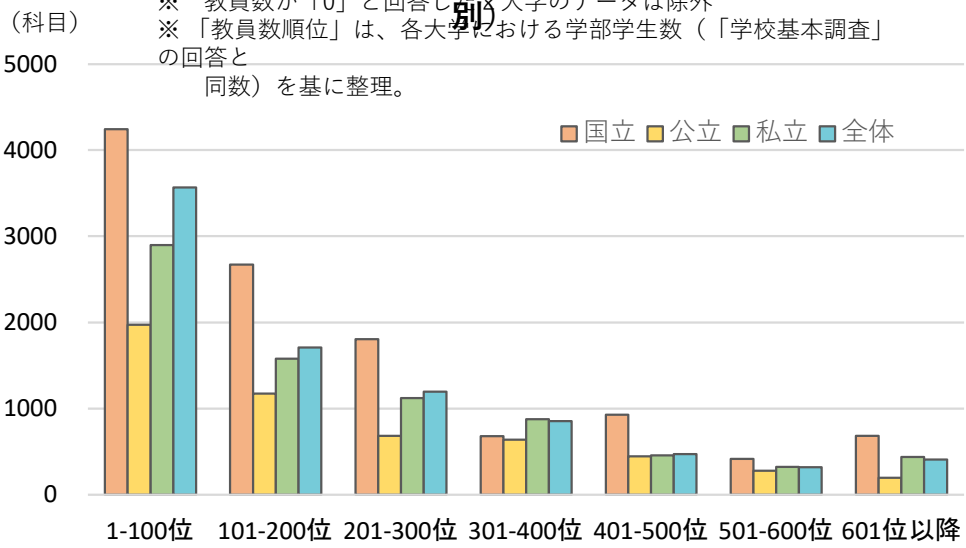
⑥-1 兼務教員数と総科目数の相関関係

※ 科目数が極端に過多である1大学及び教員数が「0」と回答した2大学のデータは除外

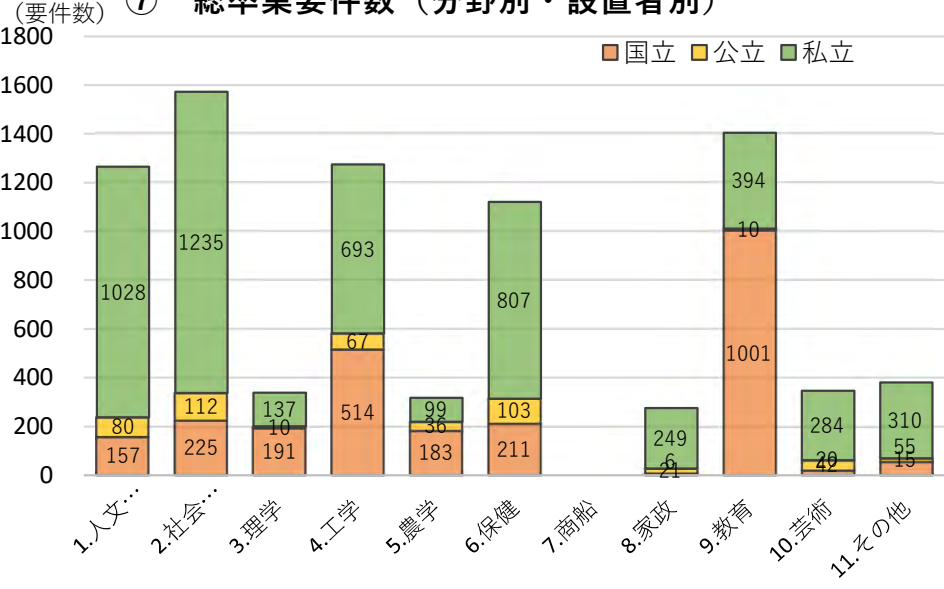


⑥-2 1大学あたりの平均総科目数（兼務教員数順位別）

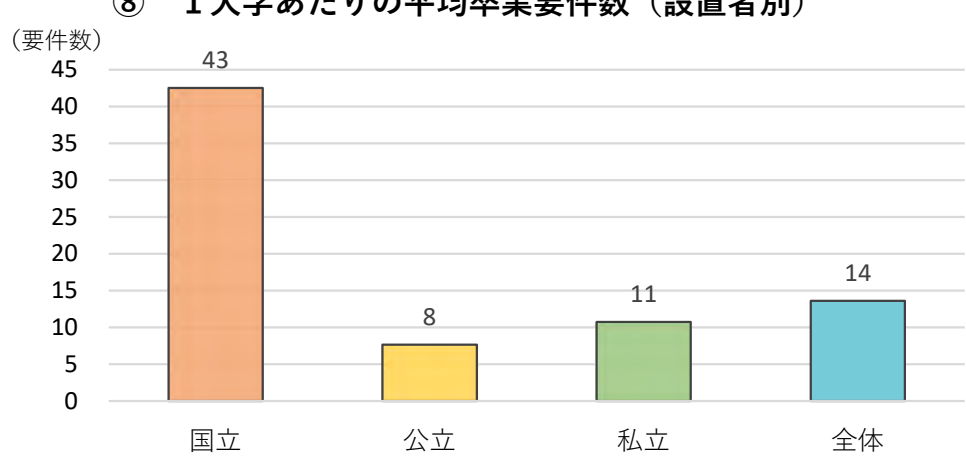
※ 教員数が「0」と回答した2大学のデータは除外
※ 「教員数順位」は、各大学における学部学生数（「学校基本調査」の回答と同数）を基に整理。



⑦ 総卒業要件数（分野別・設置者別）



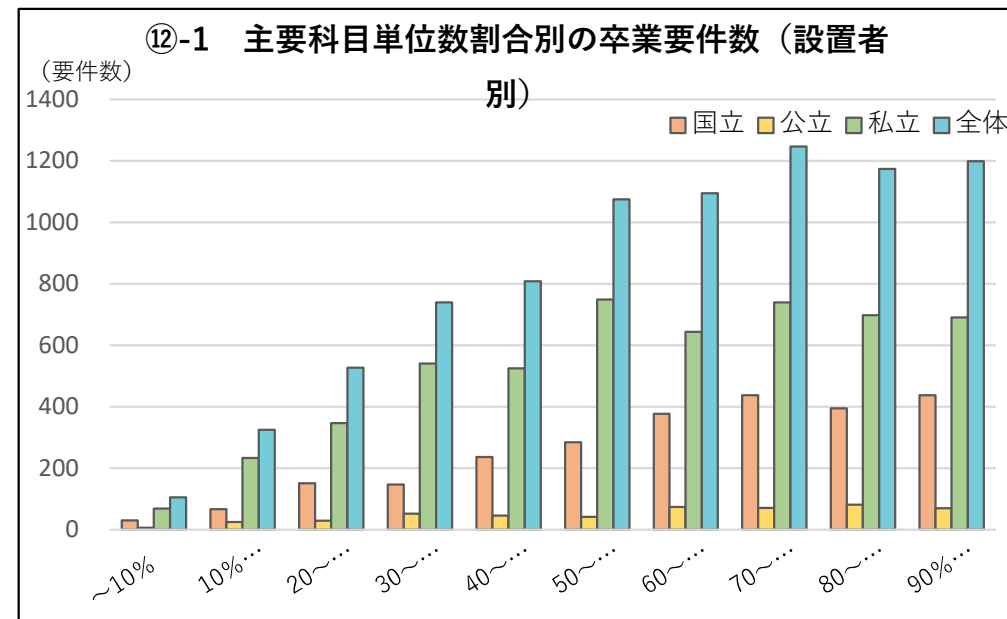
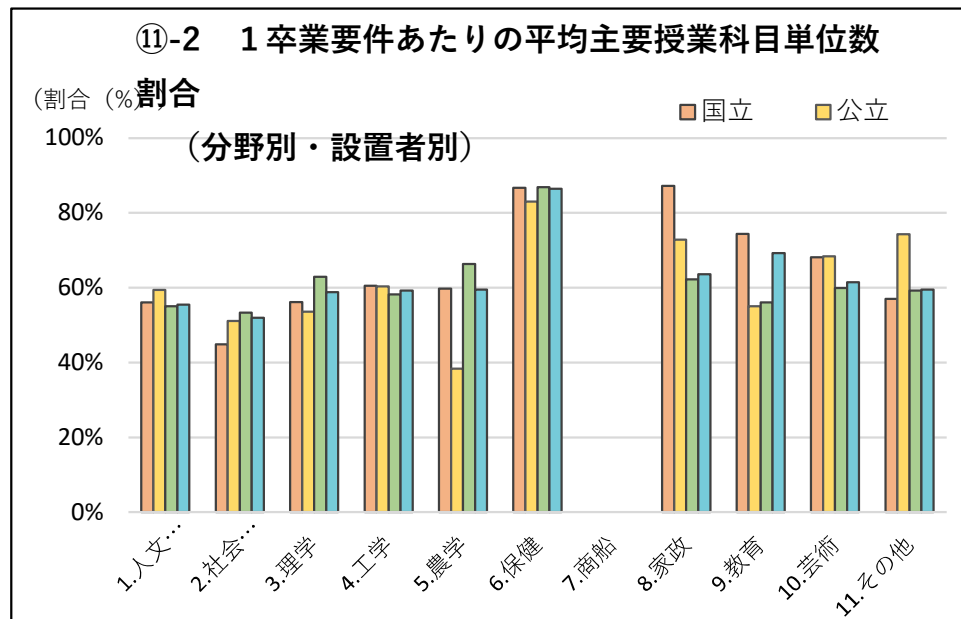
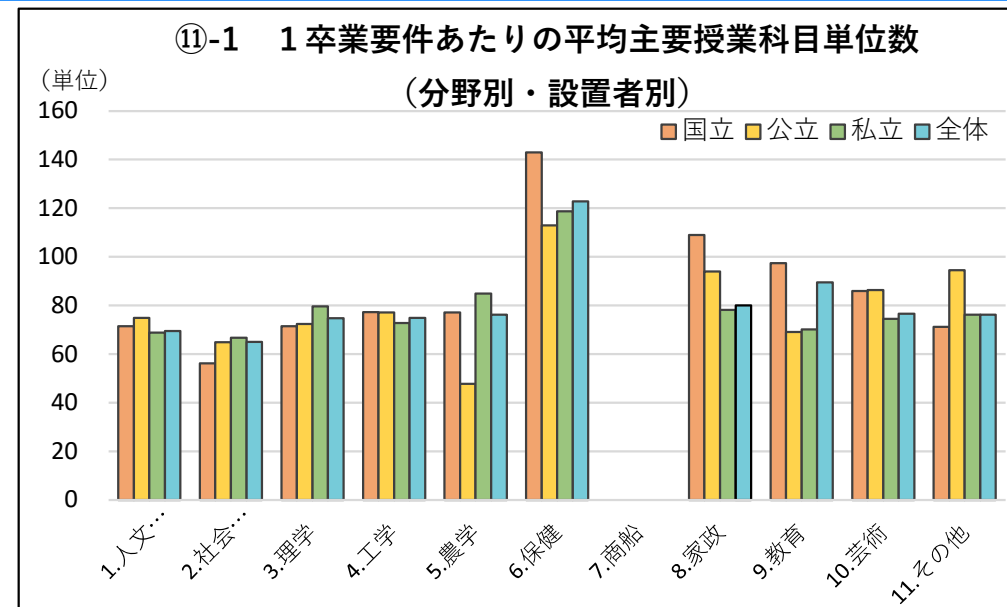
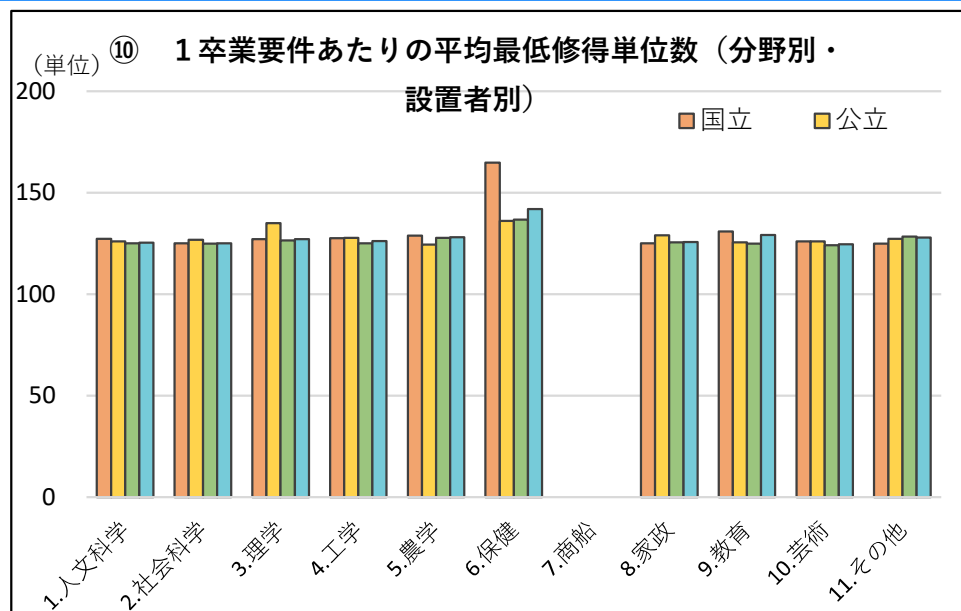
⑧ 1大学あたりの平均卒業要件数（設置者別）



（参考）1大学あたりの平均学部数	5.2	2.3	3.2	3.3
------------------	-----	-----	-----	-----

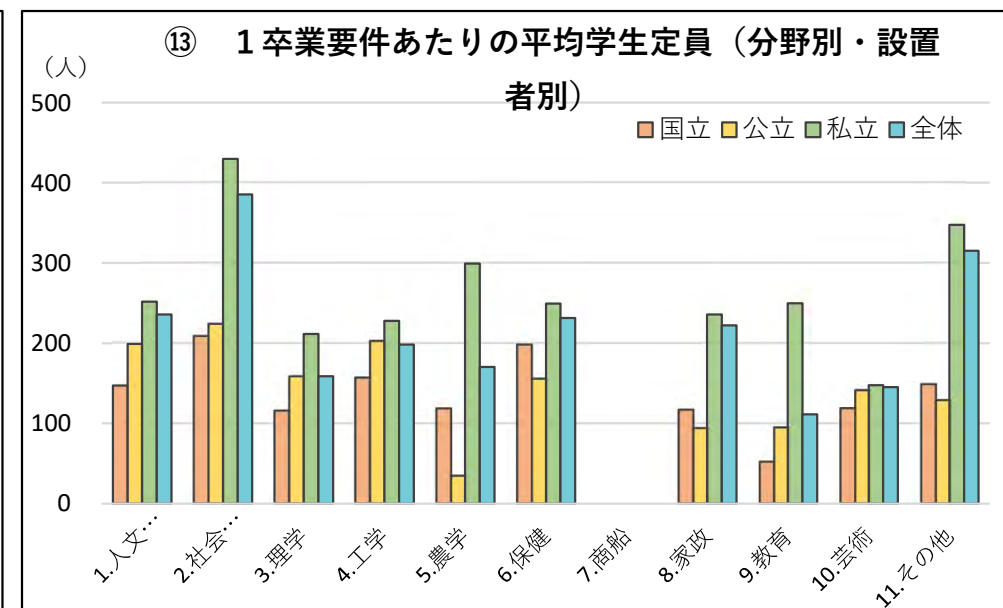
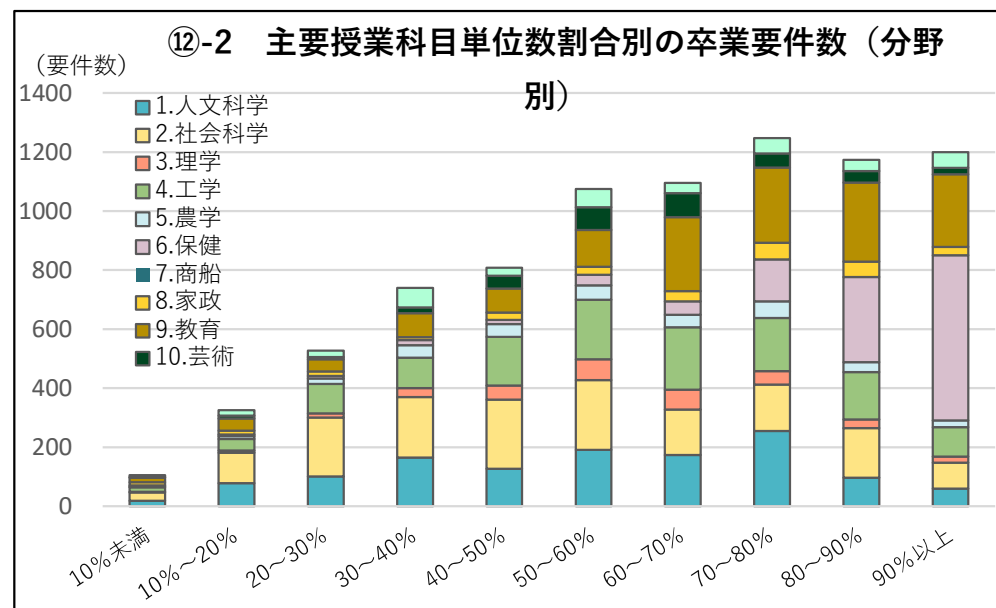
※ 平均学部数は令和2年度「学校基本調査」を基に算出

大学における授業科目開設状況調査④



※「主要授業科目単位数」は、「最低修得単位数」のうち、卒業要件として履修が求められる、その学位分野を修了するにあたり必要不可欠な内容を含む中核的な科目の単位数（例えば、大学として必修、選択必修等を課すなど、学位授与に当たり学問・教育内容として履修が不可欠となる科目など）。

大学における授業科目開設状況調査⑤



(遠隔教育やICTを活用した授業)

大学等における授業の実施状況について

(調査の概要)

- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日
- 調査趣旨：各大学等の本年度後期等の授業の実施形態等について調査し、全国の状況を把握するもの。

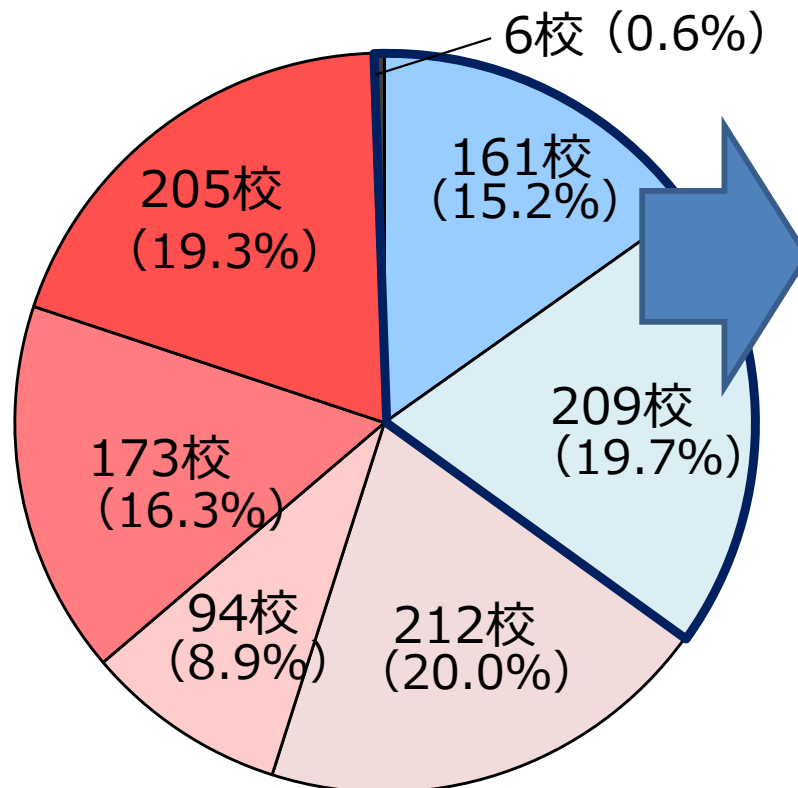
後期授業における対面・遠隔授業の実施方針

- 令和2年度後期の授業について、
半分以上を対面授業とする予定とした大学等は、1060校中684校（約6割）。
他方、残りの約4割は、対面授業の割合が授業全体の半分未満となる予定と回答。

N=1060校

- ほとんど遠隔
- 3割が対面
- 半々
- 7割が対面
- ほとんど対面
- 全面对面
- その他

- ・対面授業を検討中
…5校（0.5%）
- ・全面的に遠隔授業を実施
…1校（0.1%）



- ・対面授業が半分未満の大学（計377校）に対して、実際の授業開始後の状況を再調査。
- ・授業の実施状況（10月20日時点）や学生の理解・納得を得るための取組状況等を確認。

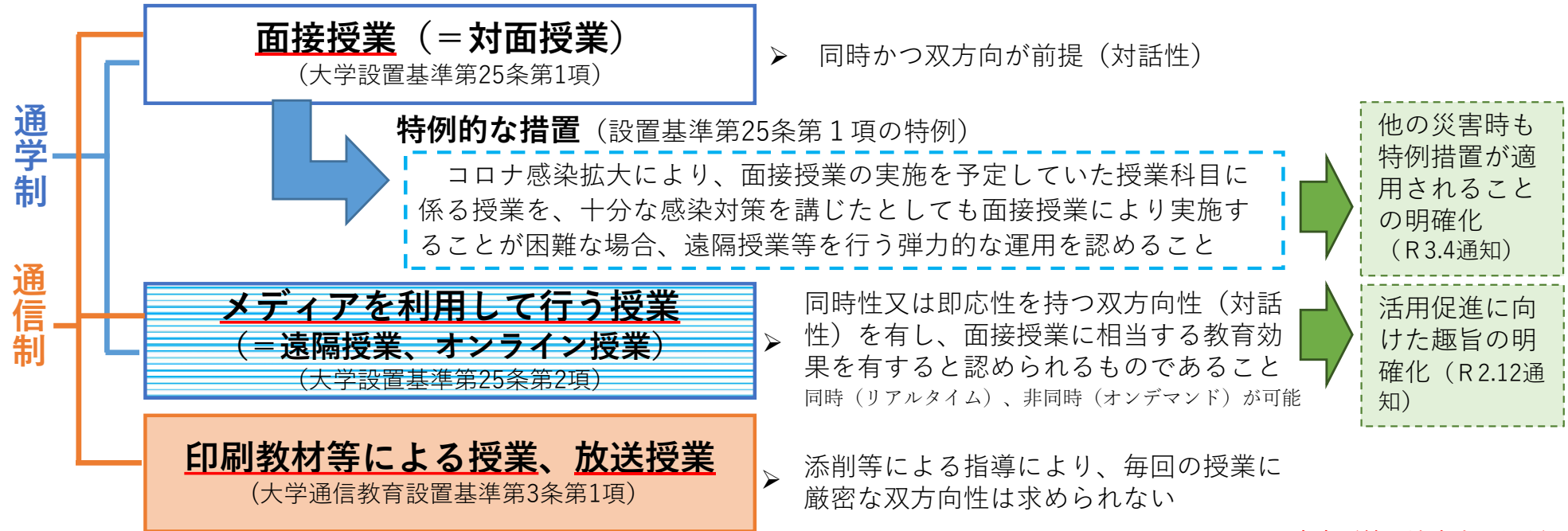
→ 約半数（190校）が対面授業を半分以上に。
残りの約半数（187校）は、対面授業が半分未満にとどまる。

- これら187校では、
 - ・授業形態の検討に当たって考慮した重要事項に関する学生への丁寧な説明、
 - ・学内施設の開放や学生の交流機会の設定、
 - ・オンライン授業の質の向上や、学生から寄せられる悩みへの丁寧な回答等により、学生に寄り添う対応に努めている。

- 各大学の授業の実施割合や取組の状況は、校名とともに公表。

大学における授業の方法と教育課程

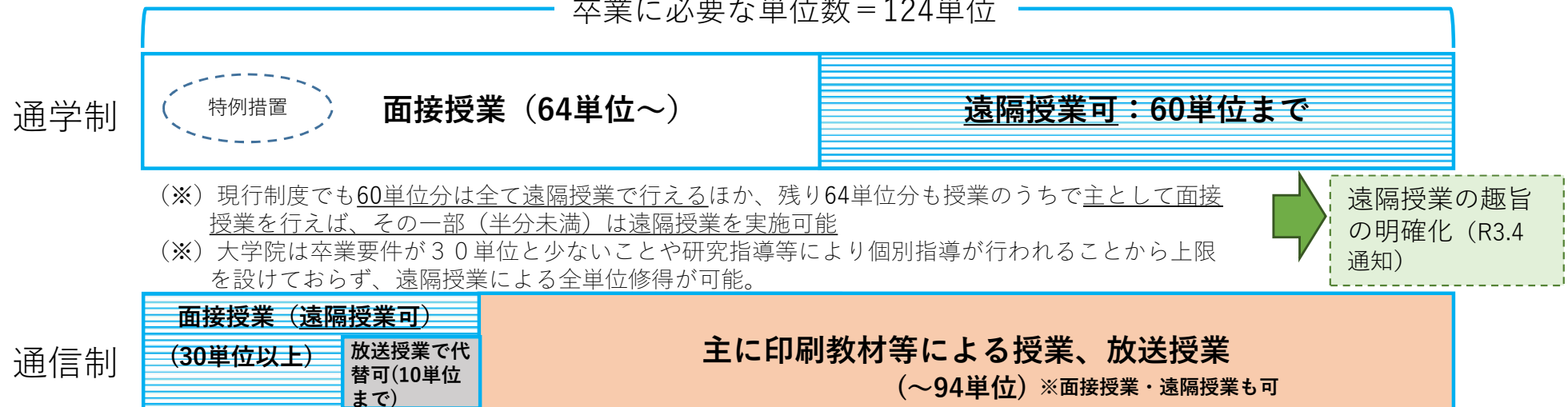
1. 授業の方法



※ 赤字下線は法令上の用語

2. 教育課程

卒業に必要な単位数＝124単位



(※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能（例：サイバー大学、ビジネス・ブレークスルー大学）

通学制と通信制における授業の方法の比較

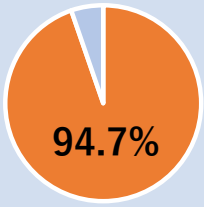
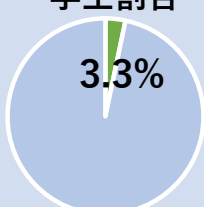
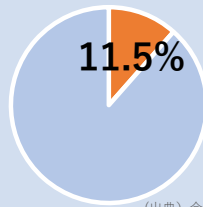
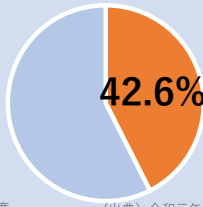
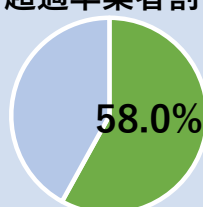
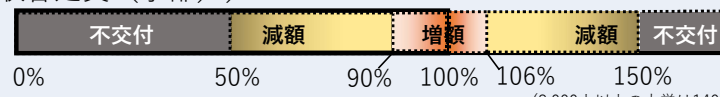
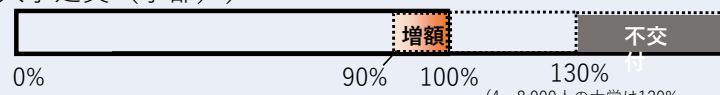
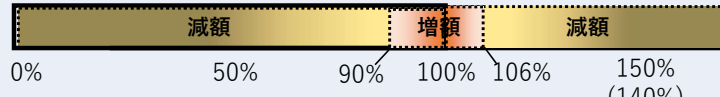
通学制の大学	授業の方法	通信制の大学
○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項）	①面接授業	○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項を適用）
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項）	②遠隔授業（メディアを利用して行う授業）	○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項を適用）
	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）。 ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第5項）	卒業要件となる単位数	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③の方法による修得可（大学通信教育設置基準第6条第2項）

【※】平成13年3月30日 文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

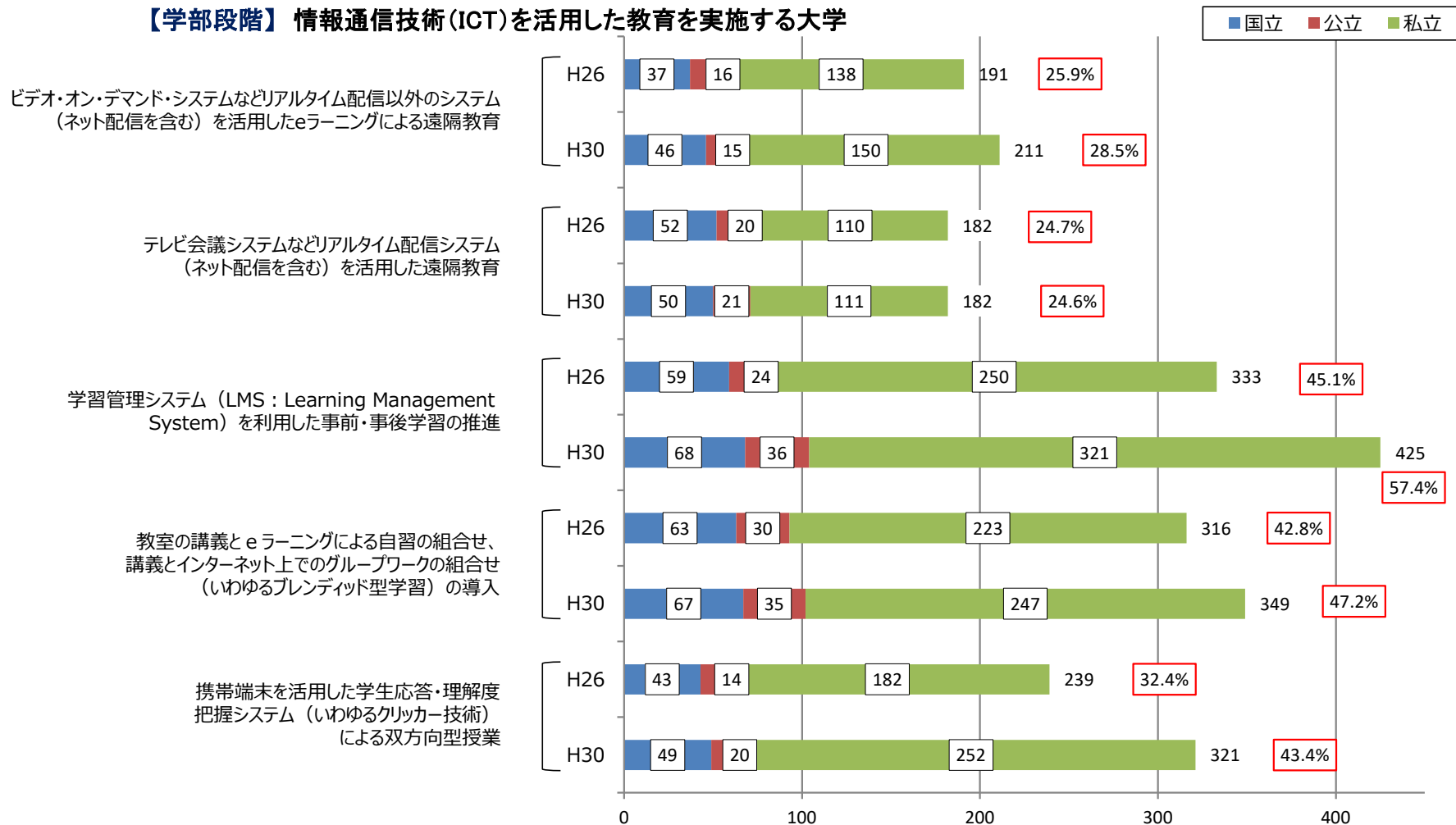
通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学
基本的性格 ・ 教育課程	卒業に必要な単位数 = 124単位 面接授業 遠隔授業可：60単位まで - 面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと - 面接授業に相当する教育効果を有すると認められること ⇒ 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）	卒業に必要な単位数 = 124単位 ②30単位 = 面接授業（遠隔授業可） ①94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等 ③②のうち10単位 = 放送授業で代替可
○構造の違い		
学生構成 ・ 最低年限超過状況	18・19歳入学者割合  最低在学年限超過学生割合  （出典）令和元年度学校基本調査	18～22歳学生割合  有職者割合  最低学年数超過卒業生割合  （出典）令和元年度学校基本調査 （出典）大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議資料(H24.12.19)
定員管理 ・財政支援 （私学助成の例）	（収容定員（学部））  （入学定員（学部））  （8,000人以上の大学は140%） （4～8,000人の大学は120%、8,000人以上の大学は110%）	（収容定員） ※定員超過・割れによる不交付はなし  （入学定員） ※左記の仕組みは存在しない
コスト ・ 教員数／施設	○ 国立大学（入学科・授業料 ※4年分）約240万円 ※仮に経済学部・工学部（各々収容定員4,000人、1学科のみ）とする大学の場合の試算（教員数・校舎面面積） （教員数） 143人 （校舎面積） 62,641m²	○ 放送大学（入学科・授業料 ※卒業までに要する学費）約70万円 （教員数） 42人 （校舎面積） 12,440m² 注：インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない

情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

【学部段階】 情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学



（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

○学習管理システム（LMS：Learning Management System）：eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

○ブレンディッド型学習：教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

○クリッカー技術：携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。